

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

妙高ブランド交流促進再生計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

妙高市

## 3 地域再生計画の区域

新潟県妙高市の一部「斑尾地域」

## 4 地域再生計画の目標

### 4 - 1 当市の現状と課題及び解決策

妙高市は、新潟県の南西部、頸城平野の南部に位置し、長野県に接する豊かな自然環境を全国に発信できる「妙高山」の麓に広がる中山間地帯と、一級河川関川、矢代川の扇状地からなる平坦地で構成されている。

本市は、豊かな自然環境の下、良質な農林資源に恵まれ、コシヒカリなどの水稲をはじめとした全国でも有数の食料基地を形成しており、その立地条件を活かして稲作を主体とする農業生産を展開してきた。

しかしながら、本市は、全国でも有数の豪雪地域であることから、地域住民が安心して生活できる社会資本の整備が遅れている状況にあり、また、産業については少子高齢化と若年層の流出などにより、担い手の高齢化・不足が顕在化するとともに、バブル崩壊後の長引く不況などにより観光産業・農林水産業が低迷している。

特に、農業においては、担い手の激減などにより、本市の生産農業所得は県平均を下回り、農家1人当たりの農業所得は、県平均の49%(H15)となっている。

さらに、市民一人当たりの個人所得(H15)は、259万円であるが、農業専従者一人当たりの生産農業所得は、94万7千円とかなりの所得格差があり、本市の農業が生業としては成り立たない状況にある。

このような状況に対処するため、観光地・妙高として取り組んできた従来型の観光施策に加え、今後は「多様な農業の推進」を重点施策に位置づけ、農村体験プログラムや都市住民との交流をはじめとしたグリーン・ツーリズムを積極的に行うこととしている。さらに、地域間競争の時代において「グリーン・ツーリズム」「スロー・ツーリズム」を軸にした「妙高ブランドの確立」施策をまちづくり計画の柱の一つとし、妙高の雄大な自然景観を活かした交流人口の拡大と、農山村・観光地域の振興に向け、本格的な取り組みを行うこととしているところである。

#### **4 - 2 地域再生計画申請区域の現状と課題及び解決策**

妙高市の中でも特に東部に位置する「斑尾(まだらお)地域」は過疎、高齢化に伴い、農業の担い手不足を背景として未利用の農地が急増しているとともに、長引く不況による観光不振によって地域経済も停滞している。

このため、基幹産業を農林業と観光としながらも、新たな発想による農林産物の加工などによる付加価値づくりや、斑尾地域の自然志向型観光と融和した新たな農業へと転換することが求められている。

この方策の一環として、妙高ブランドの核となる農林産物特産加工品を開発し、新たな起業家の育成や交流・滞在型観光ビジネスの拡大を図ることにより、活力ある農村・観光地域の再生が見込めるものと考えている。

このようなことから、住民主体の自主・自立的な活動を基本とした「妙高ブランド

の核となる農林産物の特産加工品」の具現化に向けて、少子化等の社会情勢の変化に伴い、遊休状態になっている保育施設「旧斑尾高原保育園」を、地域農林産物を用いた特産品開発・加工・販売、都市住民との交流促進施設として転用・整備し、妙高ブランド交流促進拠点施設として位置付けるとともに、地域住民による運営を基本とし、観光宿泊施設、農村体験交流施設などとも有機的に連携することにより、「特産加工品による儲かる農林業」を切り口にした新たな事業を展開する。

#### **4 - 3 地域再生計画の目標**

当地域における「妙高ブランド交流促進拠点施設（妙高ブランドステーション）」の実現により、この施設を使用して地元農林産物の特産品開発及び特産品加工を行うとともに、これを媒介にして、農林産業及び観光産業の活性化を図る。併せて当該施設を都市生活者との交流機能を持たせることにより、現在の斑尾地域における体験交流事業の延べ参加者数7,000人から、5年後には、約4倍の28,000人を目指す。また、これらの交流により、農村・観光地域に住む市民が自らの地域に誇りと自信を回復させ、都市生活者には癒しや自己実現、精神文化の向上をもたらす。加えて、特産品開発及び加工を通じて農林産物の販路の拡大によって生産意欲を向上させ、5年後の平成23年度における斑尾地域の年間特産品販売額を、現状の約4倍の40,000千円を目指すこととしている。これらにより、農業経営の安定化が図られ、地域経済への生産波及効果を拡大する。

施設転用後の事業推進による特産品開発により、地域所得の増加を目指し、課税対象者1人当たりの所得を5年後には、5%増の352千円となることを目標とする。

**【数値目標】(目標年次：平成23年度末、対象地域：斑尾地域)**

【1】、体験交流事業の年間延参加者数	28,000人(H17:7,000人)
【2】、年間特産品販売額	40,000千円(H17:10,000千円)
【3】、課税対象者1人当りの年間所得	352千円(H17:335千円)

**5 目標を達成するために行う事業**

**5 - 1 全体の概要**

住民主体の自主・自立的な活動を基本とした「妙高ブランドの核となる農林産物の特産加工品」の具現化に向け、少子化等の社会情勢の変化に伴い、農村・観光地域で遊休状態になっている保育施設「旧斑尾高原保育園」を、地域農林産物を用いた特産品開発・加工・販売、都市住民との交流促進施設として転用・整備し、妙高ブランド交流促進拠点施設として位置付ける。

また、地域住民による組織での運営を基本としながら、地域の農林業者、観光宿泊施設、農村体験交流施設などとも有機的に連携することにより、「特産加工品による儲かる農林業」を切り口にした新たな事業展開を推進する。

## **5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業**

なし

## **5 - 3 その他の事業**

### **5 - 3 - 1 支援措置によって行う地域再生の取り組み**

#### **5 - 3 - 1 - 1 事業の概要**

当地域は、全国でも有数な観光地域でもあるが、豪雪・中山間地域であることやバブル崩壊後の長引く不況などにより観光産業の地盤沈下が進んでいることにより、地域住民が安心して生活できる産業分野の整備や生活安定面等において不利な状況にあり、また、少子高齢化と若年層の流出などにより農林水産業を始めとした担い手の高齢化・不足が顕在化している。

こうした中、地域活性化策として、自然環境や農林産物、人材等の地域資源を最大限に活用するとともに、住民主体の自主・自立的な活動を基本とした「妙高ブランド」の具現化に向け、農村・観光地域で遊休状態になっている保育施設「旧斑尾高原保育園」を、社会福祉目的以外に転用し、有効活用する。

この施設は、地元農林産物の特産品開発及び特産品加工を行う拠点施設にするとともに、これを媒介にして、農林産業及び観光産業の活性化を図る「妙高ブランド交流促進拠点施設（妙高ブランドステーション）」として転用・整備する。

この転用・整備の際、地域の農林業者、観光宿泊施設、農村体験交流施設などとも有機的に連携しながら、「特産加工品による儲かる農林業」を切り口にした新たな事業展開を推進することとする。

#### **5 - 3 - 1 - 2 事業の内容**

【事業主体】斑尾「妙高ブランド」振興組合

【事業期間】平成 18 年度～約 5 ヶ年間

【場 所】旧斑尾高原保育園（仮称：妙高ブランドステーション「斑尾・妙高特産館」）

【施設設備】厨房・加工技術開発室、多目的交流ホール、研修・学習室、妙高ブランド展示室（予定）

### 支援措置の番号及び名称

支援措置番号：A0903 / 支援措置名称：社会福祉施設の転用の弾力的な承認

## **5 - 3 - 2 支援措置によらない地域再生の取り組み**

### **5 - 3 - 2 - 1 特産品加工方法の確立**

特産品としての位置づけを不動のものとするべく、その加工方法の確立や商標登録などを行う。

### **5 - 3 - 2 - 2 特産品販売ルートの開拓**

地域経済の活性化に資するべく、多くの顧客を獲得するために販売ルートの開拓を行う。

### **5 - 3 - 2 - 3 地域の農林産物の生産指導、生産拡大**

安定した質の高い農林産物の供給を図るべく、生産者への作付け指導や生産の拡大を促す。

### **5 - 3 - 2 - 4 地域農林産業の担い手の育成**

経営として成り立つ魅力ある農林業にして、その担い手となる後継者を育てる。

### **5 - 3 - 2 - 5 農業や自然志向を通じた観光の実践**

地域で遊休状態になっているこの施設を活用して、地域農林産物での特産品開発・加工・販売、都市住民との交流促進拠点にすることによって、地域の農林業者、観光宿泊施設、農林体験施設などとも有機的な連携ができることから、「特産加工品によ

る経営の成り立つ農林業」を目指した事業展開を行う。

加えて、特産品なども含めた地域資源を活かした農業や自然志向を通じたグリーン・ツーリズムやスロートーリズムによる「オンリーワンの観光交流事業」を推進することによって、交流人口の拡大を図る。

### **5 - 3 - 2 - 6 事業展開のスケジュール**

#### **平成18年度**

- ・ 組織への参加の呼びかけ及び組織の立上げ
- ・ 会の啓蒙活動、宿泊・物産経営者、農林業従事者、企業、顧客等との連携
- ・ 特産品加工の視察、研究、開発
- ・ 特産品加工方法の確立
- ・ ニーズ調査及び試験販売

#### **平成19年度**

- ・ 特産品に用いる農林産物の生産指導
- ・ 特産品や交流事業に携わる起業家の支援
- ・ 本格的な特産品の加工及び販売
- ・ 交流促進事業の実施

#### **平成20年度以降**

- ・ 交流促進事業メニューのリニューアル
- ・ 特産品メニューの追加
- ・ 販路の拡大

## **6 計画期間**

計画認定の日から平成23年度末まで

## **7 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

4に示す地域再生計画の目標については、妙高市において、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

## **8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項**

### **8 - 1 支援措置にかかる要件適合性について**

#### **8 - 1 - 2 当該施設の処分が行われない場合の不適切な事態が生ずるおそれがある事由**

昭和59年4月に、斑尾高原保育園を新築し、斑尾高原保育園が認可されてから、地域の保育園として、保育事業を展開してきた。しかし、少子化等の影響による児童数の減少などから、平成17年10月に、地域の総意として近隣の飯山市立しろやま保育園への統合を決断したことにより、平成18年3月末をもって斑尾高原保育園を廃園とし、平成18年4月に、飯山市立しろやま保育園に統合した。

統合を決断した後、地域において、その他の保育事業や、子育て支援事業等の活用方策の検討を行い、また、地域の高齢者福祉施設や障害者福祉作業所などの社会福祉目的での転用を検討してきたが、地域ニーズや、課題解決のための具体的な利活用策が明確にならず、このままでは遊休施設の状態が続く恐れがある。

今後、当該施設の処分が行われない場合、施設の老朽化が進行し、地域のための有効な施設として使用されないばかりか、環境面、防犯面や都市衛生面等において、周辺住民に不適切な事態を及ぼす。

一方、当該保育施設は、地域コミュニティの中心に立地し、観光宿泊施設や住居

空間に囲まれ、観光及び生活空間として立地条件が良いことから、保育園遊休施設を有効かつ戦略的に活用し、継続した地域発展のための公共財産として、有効活用による地域再生を図っていきたいと考えている。

### 8 - 1 - 3 認定申請地域における社会福祉施設の公共的施設への転用の必要性について

今回の地域再生計画の認定申請地域は、中山間の観光・農村地域である「斑尾高原」といわれる地域であり、ここでは、従来型の観光産業に加え、妙高ブランドを目指し自然志向型の体験プログラムの提供や、農林業を中心とした特産品開発等を行う気運が高まりつつある。

今後、このような地域資源を活かした活性化策を拡大・発展するため、市民の自主・自立的な活動を基本とした当該活動を展開していく必要があり、また、この取組みをモデルとして、他地域への拡大・波及効果を視野に入れて考えていることから、地域ニーズに合致した地域活性化、再生のために必要な事業として取り組んでいく必要があると考えているところである。

なお、この施設の転用により予定している「妙高ブランド交流促進拠点施設」の機能等については、国庫補助事業である「新グリーン・ツーリズム総合推進対策実施要綱」(平成15年4月1日付け14農振第2599号農林水産事務次官依命通知)及び「元気な地域づくり交付金実施要綱」(平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知)の対象施設であり、やすらぎ空間整備事業における都市農村交流促進施設及び廃校・廃屋改修交流施設並びに新山村振興等農林漁業特別対策事業における地域資源活用総合交流促進施設の基準に合致しているものであるとする。

### 8 - 1 - 4 無償貸与について

当該施設を拠点として主体的に使用する事業主体は、地域資源を活用し、当該法人が主体となって地域再生を目指した取組を行うこととしている。

この保育園の財産を所有する妙高市としては、当該法人に対し施設を無償貸与する。

#### **8 - 1 - 5 転用目的等を社会福祉目的とすることが困難な事由について**

平成 17 年 10 月に地域の総意として統合を決断し、平成 18 年 3 月末をもって、斑尾高原保育園が廃園となり、4 月から飯山市立しろやま保育園に統合した。

地域の総意として決断した後、地域において、その他の保育事業や、子育て支援事業等の活用方策の検討を行い、また、地域の高齢者福祉施設や障害者福祉作業所など、社会福祉目的での転用を検討してきたが、地域ニーズや、具体的な利活用策が明確にならなかった背景がある。

#### **8 - 1 - 6 転用前、貸与前の施設の利用者の処遇について**

現在、当該施設は、遊休施設として活用されていない状況であることから、転用前及び貸与前と比較し、転用後は、「妙高ブランド交流促進拠点施設」として、地域活性化のための施策の展開により、一層利用者の処遇が向上することとなる。